

米トランプ政権の政策がファンドに与える影響について

直近の株式市場の下落について

トランプ米大統領が発表した関税政策が金融市場に大きな動揺をもたらしています。4月2日に発表された相互関税政策を受け、世界の株式市場は急落しました。4月3日のニューヨーク株式市場のダウ平均株価は前日比1,679ドル安の4万0545.93ドルで取引を終え、この下げ幅は2020年6月以来、約4年10カ月ぶりの大きさとなりました。また翌日(4日)も株式を売る動きは止まらず、ダウ平均株価は2,231ドル下落し、一日の下落幅としては過去3番目の大きさとなりました。

トランプ米大統領は世界各国から米国に輸入されるすべての製品に対し、4月5日から一律10%の関税を課すことを発表しました。また、4月9日から貿易相手国の関税率や非関税障壁を踏まえた「相互関税」の導入も発表しました。日本には24%の関税が課される見通しとなっています。世界の金融市場が懸念しているのは、貿易摩擦の激化に伴う世界的な景気後退の可能性です。今回の相互関税に対しては、欧州連合(EU)、カナダ、中国などは、既に対抗措置を示唆しており、貿易摩擦が一段と激しくなることで、世界景気への悪影響が懸念されます。加えて、今回の米国の関税政策は、最終的には米国の消費者が負担することになるため、米国の輸入物価の高止まりを背景に、インフレが抑制できずに、米国がスタグフレーション(景気の後退と物価の上昇が同時進行する経済状況)に陥る可能性も示唆されています。想定以上に関税政策の内容が厳しかったことから、当面の株式市場は不安定な値動きが継続するとの見方が多く、投資家はリスク回避姿勢を強めています。

しかしながら、今回の米国株式市場の調整は、ある意味で必要かつ健全な調整とスパークスは考えています。関税発表前から、米国株式市場は高水準の状態にありました。S&P500種はPER(株価収益率)20倍程度で取引されており、主要国の株式市場と比較しても割高な水準でした。特にマグニフィセント7に代表されるテクノロジー企業が株式市場をけん引していたことも懸念されていました。米国の経済指標でも、消費者心理の悪化などが見られていました。米国の株式市場は、サイクルで言えば、逆金融相場(好景気でインフレとなり、インフレを抑えるために金融引き締めが起こる)から、逆業績相場(景気がピークアウトし、企業業績も頭打ちとなる)への入口にあったと言え、相場のサイクルではボトムを形成していると考えられます。

このような投資環境下、日本株式市場も下げ足を強めています。しかし日本株式市場は、デフレからインフレに転換することで生み出される景況感の改善や、コーポレート・ガバナンスや資本効率の強化などを踏まえれば、足元の株価下落はまさに良い企業に安く投資するチャンスであるとスパークスは考えています。

まず、日本経済は物価上昇と賃上げの好循環に入っているように見えます。底堅い景気と人手不足を背景に、賃上げが進んでいます。2025年春闘において、日本労働組合総連合会(連合)の第1回・回答集計(2025年3月14日発表)で、賃上げ率が5.46%となり、2024年の5.28%を上回る結果となりました。中小企業でも賃上げが進んでいます。平均賃上げ率は5.09%となり、2024年の4.42%から0.67%改善しました。人手不足感が強い中、中小企業でも高い賃上げが実現しています。今後も、底堅い国内景気が期待できると見込まれます。次に、コーポレート・ガバナンスの面では資本効率を重視し始めた結果、上場企業の株主還元総額(配当+自己株買い)は過去最高を更新していくと思われれます。

株式市場の歴史は、これまでも楽観と悲観の繰り返しでした。現在の動きも必要な調整局面であると考えています。著名投資家であるウォーレン・バフェット氏の育ての親として知られるベンジャミン・グレアム氏は、市場が暴騰すると楽観的になり、暴落すると不安にかられる投資家の行動を強く戒めています。スパークスは、創業来の投資哲学であるボトムアップ・アプローチを徹底することで、現在の市場環境を、良い企業を安く買うチャンスと捉えています。

トランプ政権の政策がファンドに与える影響について

トランプ政権による大幅な関税の引き上げをきっかけに世界的に急速なリスクオフの展開になっています。当ファンドにおいても、ポートフォリオにショート・ポジションを構築している効果はあるものの基準価額の下落が連日続いています。そのため、受益者の皆様におかれましては、ご不安を強められているものと推察します。しかしながら、当ファンドは狼狽して投資方針の軸をぶらすことを一切せず、中長期目線で投資リターンの積み上げを狙っています。今回、足元の投資環境を踏まえた当ファンドの投資姿勢についてご説明いたします。

1. 銘柄間格差の拡大はロングショート戦略に追い風

経済の先行きが不透明になると、企業業績と市場評価の両面で「勝ち組」と「負け組」がより鮮明になり、銘柄間格差が拡大します。この傾向は株式市場の動向に左右されず、「勝ち組」をロング(株価上昇を期待して購入)で、「負け組」をショート(株価下落を予測して空売り)することで投資リターンを積み上げようとする当ファンドの投資方針には追い風になると考えています。

2. ボトムアップで個別銘柄ごとに精査し、ポートフォリオを構築

スパークスの投資哲学に「マクロはミクロの集積である」という言葉があります。マクロ経済全体の先行きを完全に読むことは困難ですが、マクロを構成する個別企業を精査すれば投資機会を見出せます。例えば、内需銘柄など先行きが読みやすい企業、もしくは過度に保守的な前提を置いてもマイナスの影響は限られる企業、強固な財務基盤を活かし株価下落時に自己株式取得を積極的に行える企業など、長期的に安心してロング・ポジションを構築できる銘柄があります。一方、ショート・ポジションにおいては、米中貿易摩擦の激化という文脈であおりを受ける企業はファンダメンタルズの悪化余地が大きくなっていると考えています。常に投資銘柄の動向をアップデートするとともに、改めて直接的・間接的な関税影響やファンダメンタルズの変化を徹底的に考慮し、どのような市場環境でも投資方針がぶれないポートフォリオを構築してまいります。

市場の混乱時こそが、投資家としての姿勢が試される局面です。当ファンドは揺るぎない方針のもと、冷静に運用を継続してまいります。受益者の皆様におかれましては、今後とも、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資し、有価証券先物取引等を活用することがありますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、次の通りです。

●株価変動リスク ●ロング・ショート戦略固有のリスク ●信用リスク ●中小型株式等への投資リスク ●その他の留意事項(システムリスク・市場リスクなどに関する事項)

※ 基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※ 詳しくは販売会社までお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.98%(税抜1.80%)を乗じて得た額とします。 【信託報酬の配分:内訳(税抜)】 委託会社:年率1.00%、販売会社:年率0.70%、受託会社:年率0.10% 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
実績報酬	ハイ・ウォーター・マーク超過分の22%(税抜20%)の率を乗じて得た額とします。 ※ 実績報酬の詳細については投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ 監査費用: ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用: 有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用
その他の費用・ 手数料	組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※ 組入る有価証券の売買委託手数料: 有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用: 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息

※ 当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

■ ファンドの関係法人について

- 委託会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号
(加入協会) 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社
委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託を行います。
- 販売会社 下記一覧参照
ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。

販売会社	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社※1	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
株式会社SBI証券※2	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
ぐんぎん証券株式会社※3	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者:株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
東海東京証券株式会社※2	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
めびき証券株式会社※1	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第346号	○		○	○

※1 SMBC日興証券株式会社、めびき証券株式会社は、買付申込みの受付を停止しており、換金のみでの受付となります(分配金再投資による買付は行われず)。

※2 株式会社SBI証券、東海東京証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。

※3 ぐんぎん証券株式会社は、2024年4月2日以降買付申込みの受付を停止しており、換金のみでの受付となります(定時定額購入に係る契約に基づく買付、および分配金再投資による買付は行われず)。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

免責事項

- 当資料はお客様向け資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込みを行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡しますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。
- 当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。
- 当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。
- 当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問合せは販売会社まで。

【お問合せ先】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【ホームページ】 <https://www.sparx.co.jp/>

【電話番号】 03-6711-9170(受付時間:営業日の9:00~17:00)

SPARX

© 2025 SPARX Asset Management Co., Ltd.